

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成27年 5月21日（木）

担当課：こども部 こども総務課

件 名：寡婦（夫）控除のみなし適用の導入について													
提出理由：子育て中の未婚のひとり親家庭に寡婦（夫）控除をみなし適用することで、婚姻歴の有無による行政サービス等の差異の解消を図るため													
内 容： 1. 背景 ・所得税法上、婚姻後に配偶者と死別・離婚した場合は寡婦（夫）控除の措置が適用されるものの、婚姻歴がない場合は適用されない。 ・各自治体で実施している各種制度の支給や利用者負担額の決定にあたって、世帯の税額等を基準とする場合があるため、ひとり親家庭においては婚姻歴の有無により、受けられる行政サービスに差異が生じることがある。 2. 基本的な考え方 ・婚姻歴の有無によって子育てにおける負担が変わるものではないため、未婚のひとり親家庭に寡婦（夫）控除をみなし適用することで、行政サービスを受ける際の不均衡を解消し、ひとり親家庭への支援を等しく推進していく。 3. 対象 ・20歳未満の子がいる婚姻歴のないひとり親 4. 対象事業 ・みなし適用を導入することで、行政サービスにおける利用者負担額等や、助成制度における支給決定の可否・支給額等への影響が考えられる29事業（利用者負担額等） 教育・保育にかかる利用者負担金、児童移動支援事業、市営住宅使用料など（助成事業） 私立幼稚園就園奨励費補助金、高等職業訓練促進給付金、小児医療費助成、障害福祉サービス、がん患者等ウィッグ購入支援事業、第3子以降学校給食費補助金など ・各事業等に関連する規則等に、必要に応じてみなし適用に関する規定を追加する。	5. 実施時期 ・平成27年7月1日から申請の受付を開始する。ただし、初年度のみ平成27年12月28日までの申請で、平成27年4月1日に遡り適用する。 6. みなし適用の内容 ・対象となる事業を利用する際に、寡婦（夫）控除のみなし適用の申請に基づき、同控除があるものとして税額を再計算し、利用料等の算定を行う。 ・所得控除額は、税法上の控除額に準じる。 <table><tr><td></td><td>所得税</td><td>住民税</td></tr><tr><td>①寡婦控除</td><td>27万円</td><td>26万円</td></tr><tr><td>②特別寡婦控除(※)</td><td>35万円</td><td>30万円</td></tr><tr><td>③寡夫控除(※)</td><td>27万円</td><td>26万円</td></tr></table> ※②③は合計所得金額500万円以下が対象。 ・申請は、各事業の窓口で受け付けることとし、申請書を統一の様式とすることで手続きの簡素化を図る。 7. 周知方法 ・市のホームページ、広報やまに掲載する。 ・児童扶養手当現況届の窓口提出時にチラシを配布し、制度の周知を行う。 8. 県内の実施状況 ・平成27年4月現在実施済み 相模原市、藤沢市、川崎市、横浜市、厚木市、伊勢原市 ・平成27年7月実施予定 神奈川県		所得税	住民税	①寡婦控除	27万円	26万円	②特別寡婦控除(※)	35万円	30万円	③寡夫控除(※)	27万円	26万円
	所得税	住民税											
①寡婦控除	27万円	26万円											
②特別寡婦控除(※)	35万円	30万円											
③寡夫控除(※)	27万円	26万円											
経 過 H26.5～ 寡婦（夫）控除のみなし適用に関する調査 H27.3 総務担当課長会議 関係課長会議	今後の予定 H27.5～6 （仮）寡婦（夫）控除のみなし適用に関する規則の制定 関連規則等の改正（各事業課個別） H27.7 みなし適用申請の受付開始												